

新型コロナウイルス感染症に関連した主な中小・小規模事業者向け支援策一覧 (R2.12.2更新)

※新津商工会議所作成

給付金・助成金・減免・猶予

売上が半減	持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・法人200万円上限、個人事業者100万円上限 ※1/15まで ・給付額：前年の総売上－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） ・オンライン又は申請サポート会場（要予約）により申請 	持続化給付金コールセンター 0120-279-292	
売上が半減 又は 3ヶ月連続30%減少	家賃支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・法人600万円上限、個人事業者300万円上限 ※1/15まで ・5月～12月における売上が前年同月比で50%以上又は連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少（給付率は1/3～2/3、6ヶ月分を給付）、オンライン又は申請サポート会場（要予約）により申請 	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930	
自社の従業員を 休ませた	雇用調整助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者1人1日15,000円上限（オンライン申請も可能） ・助成率 10/10（中小企業で解雇等をせずに雇用を維持している場合） ・対象期間は令和2年4月1日から令和2年12月31日 	ハローワーク新津 0250-22-2233	
	休業支援金給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者1人1日11,000円上限（休業前賃金の8割を支給、オンライン申請も予定） ・令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方 	休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276	
生活維持者の 収入が減少	国民健康保険料等減免制度	<ul style="list-style-type: none"> ・前年所得により2/10～10/10減免 ・世帯の主たる生計維持者の収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みなど ・申請受付は令和3年3月31日まで 	新潟市保険料減免コールセンター 025-226-2633	
	固定資産税・都市計画税減免制度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収入の減少率により1/2～全額減免（令和3年度分を減免） ※1/31まで ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税と都市計画税について、令和2年2月～10月までの任意の連続3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率が30%以上50%未満は1/2、50%以上は全額減免 	新潟市財務部資産評価課 025-226-1515	
	納税猶予の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間納税を猶予 ・令和2年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予、法人税や消費税、固定資産税など基本的にすべての税が対象 	税務署・新潟県・新潟市等 各納税先	

融資

新型コロナウイルスの影響により 売上が減少 融資を受けたい	新型コロナ対策マル経融資	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額1,000万円（既存のマル経融資とは別枠設定） ・売上が5%以上減少している秋葉区新津地域の小規模事業者 ・3年間基準金利より▲0.9%（売上減少要件に該当の場合は3年間無利子） 	新津商工会議所 0250-22-0121	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額8,000万円（金利優遇は4,000万円まで） ・売上が5%以上減少している事業者 ・3年間基準金利より▲0.9%（売上減少要件に該当の場合は3年間無利子） 	日本政策金融公庫新潟支店 025-246-2013	
	民間金融機関を通じた資金繰り	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額4,000万円 ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者 ・一定の要件を満たした場合は、3年間無利子、保証料ゼロ 	新潟県産業労働部創業経営支援課 025-280-5240	

補助金

新型コロナ対策や 販路開拓等 に取り組みたい	小規模事業者持続化補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・上限額50万円～100万円（補助率2/3～3/4）他に再生枠定額補助有り ・コロナ特別対応型は「非対面型ビジネスモデルへの転換」などについて補助 ・受付締切日 コロナ特別対応型12月10日、一般型2月5日 	新津商工会議所 0250-22-0121	
新製品・サービス等 設備投資等 をしたい	ものづくり補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・上限額1,000万円（特別枠の場合に限り+50万円の上乗せ可） ・補助率 1/2～3/4（募集型、事業所規模、類型により異なる） ・受付締切日 12月18日（一般型、グローバル展開型）※締切延長 	ものづくり補助金サポートセンター 050-8880-4053	